

(2) 策定手順と策定経緯

本計画の策定体制は、町民からの提言を受けるため、アンケートや地区懇話会を行い広く住民の意見を踏まえ、町民協議会及び町民策定委員会で検討調整を行いながら素案・原案を策定し、最終的に標茶町都市計画審議会の審議を経て最終案の策定を行い、北海道知事への通知、町民への公表を行うものです。

■策定手順

